

週二回(火、金) 定期発行
必要に応じ号外発行

公報

第一百二号

一九六五年

十二月二十四日

目次 ページ

告示

○納税表彰規程の一部を改正する告示(告示第三百七十八号)

1

○輸出入統計品目表の一部改正について(告示第三百七十九号)

1

○公衆電気通信役務料金の収納に関する事務を委託する金融機関の指定について(告示第三百八十号)

2

訓令

○出入域管理連絡協議会設置要綱(訓令第六十号)

2

農林局事項

○園芸作物奨励補助金交付要綱による申請書の提出時期について(農林局告示第九号)

3

通産局事項

○気象庁の係の事務分掌規程(気象庁訓令第一号)

3

中央選挙管理委員会事項

○立法院議員総選挙における異議申立の決定について(中选委告示第八十五号)

6

公告

○相続財産管理人選任

7

○農薬の登録更新について

7

○土地改良組合役員の見返りについて

7

○労働基準監督官資格試験合格者の決定について

7

○押収物還付公告

8

○押収物還付公告

8

○押収物還付公告

8

○押収物還付公告

8

○押収物還付公告

8

○押収物還付公告

8

○押収物還付公告

8

○押収物還付公告

8

○押収物還付公告

8

○押収物還付公告

8

○押収物還付公告

8

○押収物還付公告

8

○押収物還付公告

8

○押収物還付公告

8

○押収物還付公告

10

正誤

○戸籍法施行規則の一部を改正する規則中訂正

10

○公認会計士法施行規則の一部を改正する規則中訂正

10

○公認会計士試験規則の一部を改正する規則中訂正

10

○公認会計士等登録規則の一部を改正する規則中訂正

10

告示

示

告示第三百七十八号

納税表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

一九六五年十二月二十四日

行政主席 松岡政保

納税表彰規程の一部を改正する告示

納税表彰規程(一九五四年告示第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「計画局長、主税庁長」を「主税局長」に改める。

第五条第二号中「計画局長」を「主税局長」に改め、同条第三号中「主税庁長」を「税務署長」に改める。

第六条中「又は税務署長」を削る。

附則

この告示は、公布の日から施行し、一九六五年八月一日から適用する。

告示第三百七十九号

税関手続法施行規則(一九五六年規則第六百六号)第七十四条第二項の規定により次のとおり告示する。

一九六五年十二月二十四日

行政主席 松岡政保

輸出入統計品目表を次のように改める。

1 輸出入統計品目表を廃止し輸入統計品目表と同一品目表にする。

- 2 031-031の次に次の品番品目を加える
031-032 うに (生鮮又は冷凍のもの)
- 3 053-01の次に次の品番品目を加える
053-014 冷凍パイナップル
- 4 099-095中「及びピーナツバター」の次に「その他これらに類するもの」を加える
- 5 112-042の次に次の品番品目を加える
112-043 泡盛
- 6 211-014の次に次の品番品目を加える
211-02 くず草 (草製品の製造に適するものを除く)
211-020 くず草 (草製品の製造に適するものを除く)
- 7 272-190の品名を「石粉」に改める
272-190の次に次の品番品目を加える
272-199 石綿 (粗製のもの、洗ったもの又は砕いたもの) 炭母その他の鉱物 (粗のもの) (水を含む) (別号に掲げるものを除く)
- 9 291-013の次に次の品番品目を加える
291-014 その他のさんご (石さんご、花さんご、白さんご等)
- 10 293-020の品目を海人草に改める
- 11 293-020の次に次の品番品目を加える
293-029 海薬 (食用のものを除く)
- 12 552-012の品目を「香水 (香紙、香袋を含む) おしろい、紅、口紅、化粧すみ、爪化粧料、脱毛剤及び脂取紙」に改める
- 13 552-013の品目を「化粧クレーマ、化粧下、化粧水 (固形、粉末、塊状のものを含む) 頭髮用油、整髪料、養毛料並に染毛料」に改める
- 14 552-014の品目を「その他の化粧品 (別号に掲げるものを除く)」に改める。
- 15 653-030の品目を「官古上布」に改める
- 16 653-030の次に次の品番品目を加える
653-039 亜麻、黄麻及びその他の麻織物 (他の纖維を交えたものを除く)
- 17 656-090の品目を「紅型」に改める
- 18 656-090の次に次の品番品目を加える
656-099 くつひも、ろ過袋、バッグ及びき草類 (織物製のもの) 並にそ

他の織物製品 (別号に掲げるものを除く)

- 19 721-045の次に次の品番品目を加える
721-046 増中器及び同部分品
- 20 732-012の次に次の品番品目を加える
732-013 中古乗用自動車
- 21 732-022の次に次の品番品目を加える
732-023 中古自動車二輪車

附 則
この世帯は、一九六六年一月一日から施行する。

告示第三百八十号
公衆電気通信法 (一九五九年立法第三号) 第八条第四号の規定に基づき、公衆電気通信役務の料金の収納に関する事務を委託する金融機関を次のとおり指定する。
ただし、その指定期間は、一九六六年一月一日から一九六八年十二月三十一日までとする。
一九六五年十二月二十四日

金融機関名称	本店所在地
那覇市商工信用協同組合	那覇市樋川五六番地

訓 令

訓令第六十号
出入域管理連絡協議会設置要綱を次のように定める。
一九六五年十二月二十四日

行政主席 松 岡 政 保

(設置)
第一条 琉球における出入域管理業務の運営に関連して派生する諸問題について、関係局間の連絡調整を図り、その円滑な処理を期すため出入域管理連絡協議会 (以下「連絡協議会」という。) を設置する。
(附録)

第二条 連絡協議会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- 一 法務局長
- 二 主税局長
- 三 通商産業局長
- 四 労働局長
- 五 法務局出入管理厅长
- 六 主税局税務部長
- 七 主税局税関部長
- 八 通商産業局商工部長
- 九 労働局職業安定部長

(会議)

第三条 連絡協議会の会議(以下「会議」という。)は、法務局長が主宰する。ただし、法務局長(以下「議長」という。)が不在のときは、前条に掲げる職にある者のうち議長によってあらかじめ指名された者が議長の職務を代行する。

2 議長は、必要に応じ前条に掲げる者のほか、関係職員を会議に出席させることができる。

3 会議の議題は、会議開催の一週間前までに法務局出入管理庁審査課へ提出するものとする。

(開催日)

第四条 会議は、原則として毎月第一木曜日に開くものとする。ただし、特に必要があるときは随時議長が招集する。

(附議事項)

第五条 会議の附議事項は、次のとおりとする。

- 一 出入域に関連する事項
- 二 税務に関連する事項
- 三 外資導入に関連する事項
- 四 技術導入に関連する事項
- 五 その他関係局間の連絡調整に関する重要な事項

(幹事及び書記)

第六条 連絡協議会の事務を処理させるため、幹事及び書記をそれぞれ一名置き、幹事には出入管理庁審査課長、書記には同審査課出入管理官をあてる。

2 幹事は、議長の命を受けて連絡協議会の事務を掌理する。
3 書記は、幹事の命を受けて会議の審議概況及び協議事項の記録を作成し保存する。

(庶務)

第七条 連絡協議会の庶務は、出入管理庁審査課において処理する。

(雑則)

第八条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他必要な事項は、議長が会議にはかつて定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、一九六五年一月四日から適用する。

農 林 局 事 項

農林局告示第九号

園芸作物奨励補助金交付要綱(一九五八年 経済局告示第二十三号)第六の規定による申請書の提出時期は、マッシュルーム種菌共同購入については一九六六年度に限り二月二十八日までとする。
一九六五年十二月二十四日

農林局長 嘉 陽 宗 陰

通 産 局 事 項

気象庁訓令第一号

通商産業局組織規則(一九六五年 規則第八十八号)第四十二条第二項の規定に基づき、気象庁の係の事務分掌規程を次のように定める。
一九六五年十二月二十四日

気象庁長 具 志 幸 孝

気象庁の係の事務分掌規程

第一条 通商産業局組織規則(一九六五年 規則第八十八号)第四十二条第一項の規定に定める係は、次の所掌事務を分掌する。

総務課

一 庶務係

1 機密に関すること。

2 公印の保管に関すること。

3. 文書の收受発送、編集及び保存に関すること。
4. 財産及び物品の管理に関すること。
5. 職員の人事手続き及び服務に関すること。
6. 職員の教養及び訓練に関すること。
7. 職員の福祉及び厚生に関すること。
8. 庁内事務の連絡調整及び能率増進に関すること。
9. 気象審議会に関すること。
10. 気象測器の検定事務及び気象証明事務に関すること。
11. 車両の使用管理に関すること。
12. 気象研修所の総括事務に関すること。
13. その他庁内他課の所掌に属さない事務に関すること。

二 業務係

1. 気象業務の基本方針の策定に関すること。
2. 気象業務の考査、総合調整および管理に関すること。
3. 外国の気象機関との技術連絡に関すること。
4. 国土調査及び国土総合開発の気象に関すること。
5. 水理気象業務の計画及び実施に関すること。
6. 気象施設の計画及び管理に関すること。
7. 管内測候所、観測所及び検潮所の総括事務に関すること。
8. 日本政府援助業務の計画に関すること。
9. 気象費予算の編成に関すること。
10. 財政長期計画資料の作成に関すること。
11. 水理気象関係物品の管理に関すること。
12. その他上司の命ずること。

三 経理係

1. 支出負担行為に関すること。
2. 予算の執行及び調整等に関すること。
3. 予算示達に関すること。
4. 決算に関すること。
5. 支払い計画に関すること。
6. 給与計算及び支払いに関すること。
7. 備品消耗品の受け払い、調達及び発送に関すること。

8. 前渡資金の現金出納に関すること。
9. 才入才出外現金出納に関すること。
10. 入札契約に関すること。
11. 会計関係書類及び証拠書類の編集、整理、保管に関すること。
12. その他上司の命ずること。

防災課

一 短期予報係

1. 短期予報業務の企画に関すること。
2. 各種天気図の記入及び解析に関すること。
3. 気象概況、実況気象報、天気予報、気象注意報及び気象警報に関すること。
4. 気象指示報、気象情報及び台風情報に関すること。
5. 船舶気象通報、火災気象通報、高潮警報等気象災害防止のための気象通報に関すること。
6. 天気図解析及び天気予報の技術指導に関すること。
7. 週間天気予報に関すること。
8. 高層観測業務に関すること。
9. 防災課に属する一般事務に関すること。
10. その他上司の命ずること。

二 長期予報係

1. 週間天気予報及び季節予報業務の企画、実施に関すること。
2. 週間天気予報及び季節予報の調査に関すること。
3. 週間天気予報及び季節予報についての資料の収集と編集に関すること。
4. 週間天気予報及び季節予報についての天気相談に関すること。
5. その他上司の命ずること。

三 防災係

1. 防災業務の企画及び実施に関すること。
2. 気象災害防止に必要な気象注意報、警報及び情報の利用の普及並びにその伝達の組織に関すること。
3. 気象と災害の調査研究に関すること。
4. 異常気象の調査及び資料の収集発表に関すること。
5. 防災対策に必要な気象知識の普及に関すること。

技術課

- 6 予報技術の監査に関すること。
- 7 その他上司の命ずること。
- 四 レーダー係
 - 1 レーダー観測業務の企画及び実施に関すること。
 - 2 レーダーによる観測及びその整理に関すること。
 - 3 レーダー施設の保守及び整備に関すること。
 - 4 レーダーに関する技術指導及び調査研究に関すること。
 - 5 その他上司の命ずること。
- 一 観測係
 - 1 気候観測の実施計画、技術指導及び技術基準に関すること。
 - 2 応用気候観測に関すること。
 - 3 地上気象の通報観測実施計画、技術指導及び技術基準に関すること。
 - 4 前各項に関連する気象測器の実用試験の実施に関すること。
 - 5 気象及び地象に関する測器（高層気象、地震及び火山現象に関するものを除く）並びに資材の需給計画に関すること。
 - 6 気象及び地象に関する測器の製作に関する実施計画及び連絡に関すること。
 - 7 無線気象測器（高層気象に関するものを除く）の取扱指導に関すること。
 - 8 無線気象測器の改良、考案、試験及び規格に関すること。
 - 9 無線気象測器の電波監査に関すること。
 - 10 気象（高層気象、海上気象を除く）及び地象（地震、火山現象を除く）並びにこれらに関する輻射の観測、整理、技術指導、その考査及びこれらの資料の収集に関すること。
 - 11 地震、地動の観測に関すること。
 - 12 特殊気象の観測及びその整理に関すること。
 - 13 海水象に関する観測及びその整理に関すること。
 - 14 部外における気象観測の指導及び普及に関すること。
 - 15 その他上司の命ずること。
- 二 検定係
 - 1 気象測器その他の測器の検定、修理調整並びに技術指導に関すること。

- 2 気象測器の準器の管理保守に関すること。
- 3 気象測器その他測器の資料収集に関すること。
- 4 地震、地動及び火山現象の観測業務実施計画、技術指導、観測並びにその整理に関すること。
- 5 前項の事項に関連する統計の作成とその成果の発表及びそれらの指導に関すること。
- 6 地震の観測成果及び情報収集結果の発表に関すること。
- 7 火山現象と地動に関する情報収集及びその発表に関すること。
- 8 地震観測用測器及び資材の需給計画に関すること。
- 9 地震観測資料の管外との交換に関すること。
- 10 津波の予報及び警報に関すること。
- 11 大気放射能及び微気圧の観測とその成果の発表並びに資料収集に関すること。
- 12 大気放射能及び微気圧の観測成果の統計調査並びにその成果発表に関すること。
- 13 管内管外の大気放射能の観測資料の収集整理、保管並びに交換に関すること。
- 14 地震及び大気放射能の測器の保守に関すること。
- 15 その他上司の命ずること。
- 三 通信係
 - 1 気象通信業務の企画実施及び管理に関すること。
 - 2 管内気象官署の通信施設、電波監視、通信技術の指導及び考査に関すること。
 - 3 管内並びに管外気象官署この気象通報通信報及び事務報に関すること。
 - 4 気象無線通報の受信及び世界気象報の調査資料収集に関すること。
 - 5 無線送信機、受信機に関すること。
 - 6 船舶向け気象通報に関すること。
 - 7 電波法による諸届出、有線電気通信法による諸届出に関すること。
 - 8 その他上司の命ずること。
- 四 通信整備係
 - 1 気象通信業務の企画実施管理に関すること。

- 2 テレタイプ及び気象図用模写電送受信に関する事。
- 3 電気通信用空中線に関する事。
- 4 電波法並びに有線電気通信法による諸届出に関する事。
- 5 その他上司の命ずること。

産業気象課

一 統計係

- 1 気象統計に関する業務の企画及び管理に関する事。
- 2 気象統計資料の作成に関する事。
- 3 気象統計資料の収集、整理及び保管に関する事。
- 4 気象統計資料の利用及び成果の発表に関する事。
- 5 気象統計の調査に関する事。
- 6 気象統計業務の技術指導に関する事。
- 7 管内気象官署の気象統計技術考査に関する事。
- 8 産業気象課に属する一般事務に関する事。
- 9 その他上司の命ずること。

二 海洋係

- 1 海洋観測に属する業務の企画及び管理に関する事。
- 2 海洋観測及びその成果の発表に関する事。
- 3 潮汐観測及びその成果の発表に関する事。
- 4 海洋観測及び潮汐観測の技術指導に関する事。
- 5 海洋及び潮汐に関する調査研究並びに発表に関する事。
- 6 国際海洋観測の協力に関する事。
- 7 その他上司の命ずること。

三 農業気象係

- 1 農業気象に属する業務の企画及び管理に関する事。
- 2 農業に利用するための気象の観測及び調査とその成果の発表に関する事。
- 3 農業気象災害の調査及び発表に関する事。
- 4 農業気象の業務に必要な資料の収集、整理及び発表に関する事。
- 5 その他上司の命ずること。

附 則

この規程は公布の日から施行する。

中央選挙管理委員会事項

中央選挙管理委員会告示第八十五号

一九六五年十一月十四日執行の立法院議員総選挙における当選人、砂川旨誠の当選の効力に関し、一九六五年十一月二十九日、友利隆彪から提起された異議の申立に対し、次のとおり決定したので立法院議員選挙法第七十四条の規定により告示する。

一九六五年十二月十七日

中央選挙管理委員会

委員長 野 波 棟次郎

決 定

城辺町友利三二〇番地
申立人 友 利 隆 彪
那覇市二中前六六番地
右申立代理人
弁護士 安 里 積千代

一九六五年十一月十四日執行の立法院議員総選挙につき、同年十一月二十九日付申立代理人弁護士安里積千代より当中央選挙管理委員会に第二十九選挙区の当選決定に対する異議申立のあった件、当委員会は慎重に審理した結果次のとおり決定する。

主 文

申立人の申立はこれを棄却する。

理 由

一 一九六五年十一月十四日執行の立法院議員総選挙に際し、第二十九選挙区から、申立人友利隆彪、砂川旨誠の二名がいづれも立候補し法定期間内に適法に届出をなし、該選挙に臨んだものであるが、その開票の結果砂川候補の得票数は四、二〇六票、友利候補の得票数は無しとして選挙会は同年十一月二十七日その最多得票数砂川旨誠を当選人と決定し之を告示したものである。

二 然るに申立人は前記選挙において第二十九選挙区から立候補し、最多得票数を得た者であり第二十九選挙区の当選人を砂川旨誠とした決定を取消し申立人友利隆彪を当選人として更正決定をしてもらいたいと主張するのであるが、申立人友利隆彪は一九六三年五月十七日宮古巡回裁判所に於いて選挙の自由

妨害罪で罰金五拾弗、立法院議員選挙法第二百十條第一項の規定は適用しない旨の判決を言渡され同年十月二十六日刑が確定し、一九六四年三月二十五日刑を終了したものである事実は、立法院議員選挙長より琉球上訴検察庁検事長宛の犯歴の有無についての照会に対する回答によって明らかである。

三 また申立人の得票を無効にした理由は、申立人が一九六二年の立法院議員選挙に、立法院議員選挙法第八十二条第三号違反の事件によって罰金五拾弗同法二百十條による被選挙権を失わない旨の判決を受けた事実をもって琉球政府章典の「重罪に処せられた者」に該当すると解したものであるが、これは法の解釈適用を誤ったものであると主張するものであるが、

凡そ重罪とは如何なる罪を指すのか、その定義については、民政府布告十二号二条七項一号に「死刑及び罰金を併科すると否とに拘らず一年を超える期間の懲役(禁こ)を以て罰することの出来る総ての犯罪は重罪とし」と明確に規定されている。また、重罪と軽罪の区別については宣告刑によるものではなく法定刑によるべきものであるとの解釈は一九五九年十二月二十九日民政府上訴審裁判所の琉球政府対池間吉一事件の判決によって明らかである。

従つて、申立人友利隆彰が犯した前示の犯罪は民政府布告第六八号第二十二条後段の「何人も重罪に処せられ又は破廉恥に係る罪に処せられた者でその特赦を受けない者は立法院議員の被選挙権を有しない」という規定に該当し、従つて同人は立法院議員の被選挙権を有しない者であり立法院議員選挙法第七十二条第四号の規定に基づきその投票の全部を無効として処理した開票管理者の措置を選挙会が正当として決定したことは適法である。

従つて申立人友利隆彰の投票は無効であり最多数得票者でないから本件申立は理由がない。
 一九六五年十二月十六日

中央選挙管理委員会
 委員長 野 波 棟次郎

公 告

相模財産管理人選任

1965 (家) 第622号

本 籍 神奈川県中頭郡荒谷村字楚辺21番地

出所の場所 不明
 最後の住所 本籍に同じ
 死亡の場所 本 籍
 死亡の年月日 昭和26年11月27日
 被相続人 七 富 里 ッ ル
 明治30年8月2日生

中頭郡荒谷村字楚辺2110番地板良敷藩次の申立により1965年12月3日上記被相続人の相続財産管理人に中頭郡荒谷村字楚辺2110番地板良敷藩次を選任した。
 中頭巡回裁判所

農薬取締法第四条の規定に基づき次のとおり農薬を登録(有効期間の更新)したので同法施行規則第七条の規定により公告する。
 一九六五年十二月二十四日

(一) 農林局長 嘉 陽 宗 隆

- 一 登録 番号 製第四十号
- 二 農薬の種類及び名称 ドル粒剤
- 三 製造業者の氏名及び住所 社長 伊佐真一
第一農薬株式会社
南風原村字兼城五五一
- 四 製造場の名称及び所在地 右同

- 一 登録 番号 製第四十一号
- 二 農薬の種類及び名称 カーマックス
- 三 製造業者の氏名及び住所 右同
- 四 製造場の名称及び所在地 右同

- 一 登録 番号 輪第百六十六号
- 二 農薬の種類及び名称 ダイセンA一四〇
- 三 輸入業者の氏名及び住所 右同
- 四 製造場の名称及び所在地 右同

土地改良法(一九五三年立法第九十号)第十八条第十一項の規定により、土地改良組合役員の就任並びに退任者の氏名及び住所を次のとおり公告する。

一九六五年十二月二十四日

官野座土地改良組合

一 就退任役員

農林局長 嘉 陽 宗 陰

理事 の別外の別	理事 員内	新、再 退任の別	氏 名	住 所	年 令	附 記
〃	〃	再任	与儀 実清	官野座村字官野座	五一	理事長
〃	〃	再任	志良堂清八	〃 一二一五	五六	
〃	〃	〃	島袋源太郎	〃 八三八	七〇	
〃	〃	〃	山城 清栄	〃 三三〇	六七	
〃	〃	〃	山城 清徳	〃 一二二五	五〇	
〃	〃	〃	仲原 幸松	〃 字惣慶 二七二	四三	
〃	〃	〃	翁長 林亀	〃 四〇	四四	
〃	〃	新任	平田 勘助	〃 五七二	五一	
〃	〃	再任	石川 若一	〃 字漢那 一五八	五六	
〃	〃	新任	仲間 孝一	〃 三八	五六	
〃	〃	再任	新里 銀清	〃 一一七	五五	
〃	〃	再任	新里 栄一	〃 字惣慶一七〇七	四二	
〃	〃	退任	新里 文八	〃 字惣慶一六一五	五二	
〃	〃	〃	浦崎 康裕	〃 字官野座 六〇	六八	
〃	〃	〃	平田 三郎	〃 字惣慶一五七六	六一	
〃	〃	〃	安富 徳正	〃 字漢那一二三九	五二	
〃	〃	再任	屋比久孟松	〃 字官野座 五六	七二	
〃	〃	新任	仲間喜太郎	〃 字漢那 二五	六六	
〃	〃	〃	新里 忠一	〃 字惣慶 七五〇	五七	
〃	〃	退任	新里 山孫	〃 三七		
〃	〃	〃	津嘉山朝寛	〃 字漢那 一六四		

二 就退任の事由その他

一九六五年十月三十日通常総会において総選挙の結果当選同日就任

労働基準監督官の資格及び任用に関する規則（一九五四年四月二日規則第二十四号）に基づき一九六五年十一月八日、九日、十日、十一日、十六日、十九日に実施した労働基準監督官資格試験の合格者を次のとおり決定する。

一九六五年十二月二十四日

労働基準監督官資格試験委員長 小 渡 三 朗

合格者

- 受験番号 三番 金城 明右
- 〃 十四番 松元 真明
- 〃 二十二番 仲宗根徳久
- 〃 二十三番 平川 清志
- 〃 二十七番 佐久川良勇
- 〃 三十五番 泉 朝嘉
- 〃 九十四番 宮里 勝

押収物 還付 公 告

一九六五年二月一日

コザ治安検査庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

〇一九六五年領第三六〇号（仲里盛昌に対する遺失物横領被疑事件）

- 一 男物腕時計 一個 受還付人 不明
- 二 錠 一個 〃
- 三 鍵 一個 〃
- 四 万年筆 一本 〃

押収物 還付 公 告

一九六五年二月一日

コザ治安検査庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

〇一九六五年領第三九五号（銘苅盛忠に対する暴力行為等処罰に関する法律違反、暴行被疑事件）

- 一 背広（上衣） 一枚 受還付人 不明

押収物還付公告

一九六五年二月一五日

コザ治安検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九六五年領第二六〇号(古見忠之に対する傷害被疑事件)

- 一 革バンド 一 受還付人 古見 忠之

押収物還付公告

一九六五年二月一五日

コザ治安検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九六五年領第三二二号(大城敏夫に対する軽犯罪法違反被疑事件)

- 一 パール 一本 受還付人 大城 敏夫
- 二 ドライバー 一本 大城 敏夫
- 三 合鍵 二本 大城 敏夫

押収物還付公告

一九六五年二月一五日

コザ治安検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九六五年領第二四一号(渡慶次照行に対する窃盗器物毀棄被疑事件)

- 一 鍋 一個 受還付人 渡慶次照行

押収物還付公告

一九六五年二月一五日

コザ治安検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九六五年領第三〇四号(仲地盛一に対する窃盗被疑事件)

- 一 鍵 四個 受還付人 仲地 盛一

押収物還付公告

一九六五年二月一五日

コザ治安検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九六五年領第二九〇号(名護数徳に対する脅迫被疑事件)

- 一 果物ナイフ 一丁 受還付人 金城百合子

押収物還付公告

一九六五年二月一五日

コザ治安検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九六五年領第一一七号(仲宗根朝仁に対する傷害被疑事件)

- 一 上衣(HPT) 一枚 受還付人 仲宗根朝仁

押収物還付公告

一九六五年十二月一五日

コザ治安検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九六五年領第二七五号(比嘉善次に対する傷害被疑事件)

- 一 草履 一足 受還付人 比嘉 善次

押収物還付公告

一九六五年二月一五日

コザ治安検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九六五年領第一九四号(金城敏雄に対する傷害、脅迫被疑事件)

- 一 包丁 一丁 受還付人 石川志津子
- 二 三味線 一 石川志津子

押収物還付公告

一九六五年二月一五日

コザ治安検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九六五年領第庁外三五九号(知名貞孝に対する窃盗被疑事件)

- 一 ヤンマーデューゼルエンジン 一台 受還付人 不明

押収物還付公告

一九六五年二月一五日

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。
 コザ治安検査庁

- 一九六五年領第三三六号(宮平清吉に対する窃盗、住居侵入被疑事件)
 - 一 女子用パンツ 三枚 受還付人 外間ヨシ子
 - 二 ハンケチ 一枚 外間ヨシ子
 - 三 ハイヒール 一足 不明

押収物還付公告
 一九六五年二月一五日
 コザ治安検査庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。
 コザ治安検査庁

- 一九六五年領第一九七号(比嘉勝己に対する詐欺被疑事件)
 - 一 手帳 一冊 受還付人 玉城文字 コザ市胡屋一〇八六

押収物還付公告
 一九六五年二月一五日
 コザ治安検査庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。
 コザ治安検査庁

- 一九六五年領第三三八号(糸数昌園に対する遺失物横領被疑事件)
 - 一 あいくち 一丁 受還付人 不明

正誤

一九六五年十一月三十日づけ公報定期第九十五号登載の「戸籍法施行規則の一部を改正する規則」中、次のとおり誤り。
 法務局民事部民事課

ページ	段	行	誤	正
1	下	16	その事由年月日帳簿の名称 人名用としてい	その事由、年月日、帳簿の名称 人名用としてい
1	下	27	づれを	れを
2	下	10	脱漏	剤

2	下	19	酬()	酬
3	上	17	陳()	陳
3	下	23	刃	刃
4	上	14	脱漏	附則
4	上	15	脱漏	この規則は、一九六六年一月一日から施行する。

一九六五年四月二十日付公報第三十一号登載の「公認会計士法施行規則の一部を改正する規則(規則第三十一号)中つぎのとおり誤り。
 正

- ページ 段 行 誤 正
- 1 2 左から 第三項 第二項

一九六五年四月二十日付公報第三十一号登載の「公認会計士試験規則の一部を改正する規則(規則第三十二号)中次のとおり誤り。
 正

- ページ 段 行 誤 正
- 2 1 左から 四十三号 四十二号

一九六五年六月十一日付公報第四十六号登載の「公認会計士等登録規則の一部を改正する規則(規則第五十二号)中次のとおり誤り。
 正

- ページ 段 行 誤 正
- 3 2 左から 同条第6 同条第5

発行所	総務局渉外広報部文書課
販売所	総務局財務部用度課

一ひかり印刷所